

## 論文の内容の要旨

論文題目 伝統的中立制度の本質—戦争に巻き込まれない権利とその条件—  
氏名 和仁 健太郎

本稿は、伝統的中立制度の成立過程を歴史的に研究することによって同制度の本質を解明し、それによって、現代の中立に関する諸論点を解決するための視点を提示しようとするものである。このような歴史研究が必要である理由は、以下の通りである。

現代の中立に関する様々な対立（具体的には、「非交戦状態」の可否とその法的帰結の問題）にも関わらず、伝統的中立制度について、今日の学説の認識は基本的に一致している。そのような認識のうちとりわけ重要なものは、①伝統的中立制度において中立国の戦争に巻き込まれない権利は存在しなかった（交戦国の中立国に対する戦争は自由だった）という認識と、②伝統的中立制度における「公平義務」の根拠が、第一次大戦以前の国際法における戦争の自由、そしてその帰結としての交戦国の平等（いわゆる「無差別戦争観」）だったという認識である。

しかし、伝統的中立制度に関するこのような2つの認識は、再検討の余地がある。まず、②については、伝統的国際法において戦争の第三国が一方交戦国の側に立って参戦することが自由だったとすれば、参戦という形による一方交戦国への援助が自由でありながら、参戦に至らない援助（「公平義務」に反する行為）が違法であるというのは不合理ではないかという疑問がある。また、①についても、1914年の「ベルギー中立侵犯事件」に関して、ドイツ（交戦国）のベルギー（中立国）に対する開戦が中立制度上許される行為か否かが学説上争われたことから分かるように、この点について簡単に断言することはできず、再検討が必要である。

そして、再検討の結果、伝統的中立制度に関する上記 2 つの認識が正しくないことが判明した場合には、それらの認識を前提として組み立てられていた、現代の中立に関する議論も、再構成されなければならないことになる。

そこで、本稿は、「中立」の概念が国際法上はじめて用いられた 16 世紀から、国際連合が成立する直前（1945 年）までの時期について、中立制度の成立過程を検討した。

第 1 部ではまず、国際法における中立概念の起源として、16～18 世紀に締結されていた「中立条約」の規定を分析し、次のことが明らかになった。「中立条約」とは、局外国たる締約国（A）が「中立を遵守する」（他方締約国（B）の敵を援助しない）ことを「条件」として、交戦国たる締約国（B）が A 国に「中立を認める」（A 国を戦争に巻き込まない）ことを約束する条約だった。当時の国家実行において、局外国の中立は、交戦国と「中立条約」を締結することによってはじめて成立するものとされており、交戦国は「中立条約」を締結していない局外国を自由に戦争に巻き込めるとされていた。

これに対して、18 世紀中期の学説（Wolff や Vattel など）は、「中立条約」を締結していない戦争局外国も中立の地位に立つことができ、交戦国によって戦争に巻き込まれない権利を享受できると主張した。このような学説は、中立国が交戦国によって戦争に巻き込まれない権利を有する、つまり交戦国が中立国に対して戦争を行ってはならない根拠を、正戦論に求めた。つまり、国家が他国に開戦するためには「戦争の正当原因」（後者が前者に対して「不正」を行った事実）が必要であるが、いずれの交戦国にも援助を与えない中立国はいずれの交戦国に対しても「不正」を行っていない以上、交戦国は当該中立国に対して戦争を行えない、と理論構成したのである。

18 世紀中期の学説によって提示されたこのような中立論は、当初は単なる学説上の理論に過ぎなかったが、18 世紀末以降、国家実行にも受容されるようになった。つまり、中立が、「中立条約」という個別条約の問題でも、単なる学説上の問題としてでもなく、実定一般国際法上の制度として成立していったのである。

そこで、第 2 部では、中立が実定一般国際法上の制度として成立する過程を、国家実行と学説を素材として検討し、次のことが明らかになった。18 世紀末以降、戦争局外国が交戦国と「中立条約」を締結することなく、一方的に「中立宣言」を行うことによって中立にとどまるという実行が広まった。このようにして中立にとどまる国は、一定の作為・不作為（代表的なものとして、私人の交戦国に対する軍事的遠征を阻止することや、国家として交戦国への軍事的援助を差し控えることなど）を行う必要があるものとされた。このような作為・不作為を行うのは、それを行わないこと、例えば一方交戦国に軍事的援助を与えることが、他方交戦国に対する「戦争行為」と見なされ、当該他方交戦国に開戦の法的根拠（「戦争原因」ないし「戦争の正当原因」）を与えてしまうからであると説明された。逆に、上記の一定の作為・不作為を行う中立国は、戦争に巻き込まれない権利を享受できるとされ、この権利は「中立にとどまる権利」と呼ばれた。なお、交戦国への軍事的

援助を差し控えることをはじめとする、上記の一定の作為・不作為は、「中立義務」と呼ばれることもあるが、これはあくまでも、「中立にとどまる権利」を享受し、戦争に巻き込まれないことを望む国が行う必要のあるものに過ぎず、「中立義務」と合致しない行為を行うことが禁じられていた訳ではないから、「義務」というよりもむしろ、「中立にとどまる権利」を享受するための「条件」と呼ぶべきものだった。

ところで、上で述べたように、中立国が「中立にとどまる権利」（戦争に巻き込まれない権利）を有するという事は、18世紀の学説（Vattel など）においては、正戦論によって根拠づけられていた。ところが、19世紀後半から20世紀初頭にかけて正戦論がほとんど支持されなくなると、「中立にとどまる権利」について新しい根拠が必要になった。その根拠として提示されたのが、「戦争原因（cause of war）」を特定することによって戦争の人的範囲を限定するという理論構成である（de Visscher など）。つまり、「戦争原因」の正・不正を区別することができない（正戦論の否定）としても、戦争が何らかの紛争・問題を「原因」として行われることに変わりはない。国家は他国との間に抱える紛争・問題を処理するために戦争に訴えることができるが、その戦争は紛争・問題を抱える他国との関係に限定すべきなのであって、当該紛争・問題（「戦争原因」）と無関係の国（＝中立国）に対してまで戦争を拡大することは許されない、というのである。

このようにして20世紀初頭の頃までに成立した伝統的中立制度は、集団安全保障システムの登場にも関わらず、戦間期から第二次大戦の時期（1919～45年）の国家実行においても継続的に妥当した。このことを論証したのが、本稿第3部である。たしかに、1920年代～30年代前半の国家実行においては、中立制度が利用されることは少なかった。しかしこれは、当時の多くの諸国が、中立制度よりも、国際連盟の集団安全保障システムによって自国の安全を確保するという政策を採用した結果であって、中立制度が制度として消滅した訳ではなかった。実際、国際連盟の集団安全保障システムが実効的に機能しないことが判明した1930年代後半以降、多くの諸国が中立制度に依拠することによって自国の安全を確保しようとした。例えば、第二次大戦においては、40ヶ国が中立宣言を行った。そして、第二次大戦において、中立制度は第一次大戦以前と同じように機能した。つまり、第二次大戦においては、交戦国が中立国に戦争を行う場合、交戦国は中立国が中立と両立しない行為を行っていると主張して自らの行為を正当化し、逆に中立国は自らが中立を守っていると主張して交戦国を法的に非難したのであって、中立を守っている中立国に対する戦争が許されないという前提自体は、交戦国と中立国の双方によって共有されていたのである。

なお、上で言及した、伝統的中立制度に関する今日の通説的見解（①中立国の戦争に巻き込まれない権利が存在しなかったという認識と、②交戦国平等が「公平義務」の根拠だったという認識）の起源は、戦間期の学説にある。しかし、本稿で明らかにしてきたように、実際には、伝統的中立制度において中立国の戦争に巻き込まれない権利が認められており、また、いわゆる「公平義務」は、中立国が戦争に巻き込まれない権利を享受する

ための「条件」だったのであって、交戦国平等が「公平義務」の根拠とされていたのではなかった。つまり、戦間期の学説に起源を有し、今日の通説になっている上記2つの認識は、伝統的中立制度に関する正しい認識とは言えないのである。

以上の歴史研究から得られる結論を一言でまとめれば、伝統的中立制度の本質は、中立国が一定の作為・不作為（いわゆる「中立義務」・「公平義務」）を行うことを「条件」として、「中立にとどまる権利」（戦争に巻き込まれない権利）を享受できるということだった、ということになる。本稿のこのような結論は、中立に関する現代的課題を解決するための指針になり得る。つまり、現代の中立については、中立国の戦争に巻き込まれない権利を保護するものとして成立した伝統的中立制度が、国連憲章2条4項によって戦争・武力行使が一般的に禁止されている（つまり、戦争に巻き込まれないことが既に憲章2条4項によって保障されている）現代においても、意義をもち得るのか、もち得るとすればそれはいかなる意義か、という観点からの検討が必要であると言える。